

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和元(2019)年6月26日

島根県知事
丸山 達也 殿



提出者
住 所 島根県出雲市長浜町1372-12
氏 名 神戸天然物化学株式会社 出雲工場
工場長 釜坂 公浩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0853-28-8893

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神戸天然物化学株式会社 出雲工場
事業場の所在地	出雲市長浜町1372-12
計画期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業
② 事業の規模	売上高 62.9億円 (全社)
③ 従業員数	104名 (6/1現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	排出量	1,071t	466 t	49 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 定常案件、スポット案件ともに弊社で製造工程構築可能な場合は使用溶剤を削減し排出抑制に取り組んだ。 ※特記事項 平成30年度は定常案件増加により廃棄物の物性把握が比較的容易になったことから廃棄物区分を見直し、一部の特管廃アルカリを廃アルカリに変更した。廃アルカリ全体の排出量はほぼ前年同様であり排出量の抑制にはつながっていないが、より適切に処理する仕組みを整えた。				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	排出量	1,200 t	500 t	50 t	5 t
	（今後実施する予定の取組） 案件及び生産量増加に伴い廃棄物量増加が見込まれるため、平成30年度実績より高い値を目標値として再設定する。 スポット案件、定常案件ともに製造時や装置洗浄時の使用溶剤削減を計画し、廃棄物排出抑制に取り組む。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃油、廃アルカリ、廃酸、廃油（有害）の4種類に分別後、ラベル表示により区別している。
② 計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 法令、条例等に変更がない限り、現行の分別を維持することを優先に取り組む。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
① 現状	【前年度（平成 30 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) 特になし				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) 特になし				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
① 現状	【前年度（平成 30 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 特になし					
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) 特になし					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成 30 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)					
特になし					
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)					
特になし					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成 30 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油（有害）
	全処理委託量	1,071t	466 t	49 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,063 t	466 t	49 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,063 t	466 t	49 t	0 t	
(これまでに実施した取組)					
<p>平成30年度は定常案件増加により廃棄物の物性把握が比較的容易になったことから廃棄物区分を見直し、一部の特管廃アルカリを廃アルカリに変更した。廃アルカリ全体の排出量はほぼ前年同様であり排出量の抑制にはつながっていないが、より適切に処理する仕組みを整えた。</p> <p>また全ての特別管理産業廃棄物について熱回収を基本としている。</p> <p>廃油については再利用及び再資源化可能な取引先を開拓し廃棄物削減に積極的に取り組んでいる。</p>					

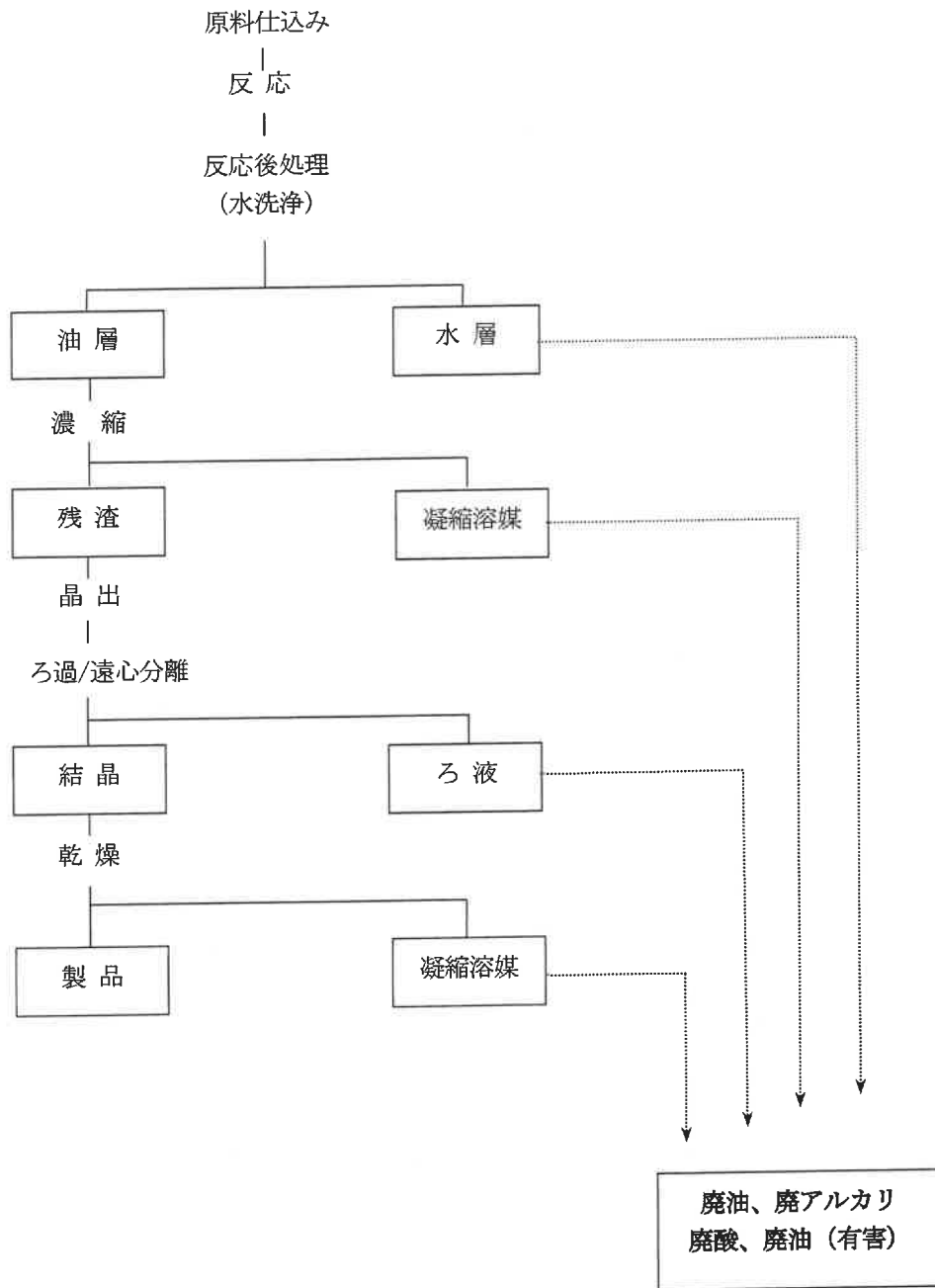
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油(有害)
	全処理委託量	1,200t	500t	50t	5t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,200t	500t	50t	5t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1,200t	500t	50t	5t
(今後実施する予定の取組)					
<p>案件及び生産量増加に伴い廃棄物量増加が見込まれるため、平成30年度実績より高い値を目標値として再設定する。 特別管理産業廃棄物はすべて熱回収による処理を基本とし、廃油については可能な限り再利用及び再資源化可能な取引先に委託する。 また優先的に優良認定処理業者へ委託する。</p>					
電子情報処理組織 の使用 に関する事項	【前年度(平成30年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			1,586 t	
	(今後実施する予定の取組)				
引き続き電子マニフェストを使用する。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

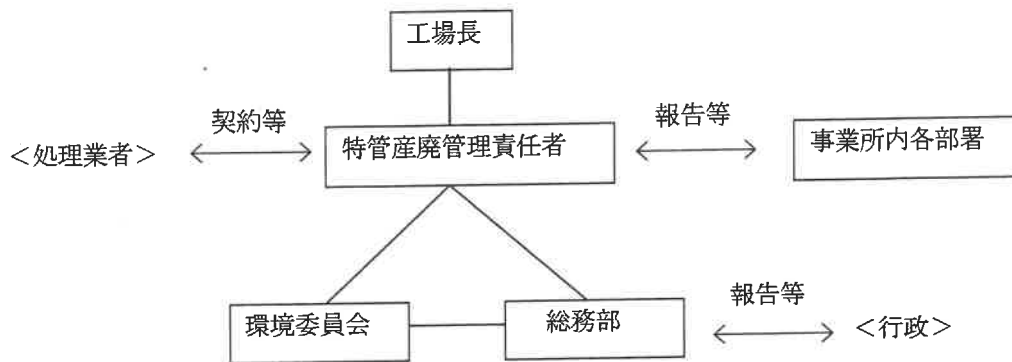
1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の種類	発生工程	処理方法	
廃油	濃縮、ろ過操作	委託業者回収	再生利用・焼却
廃アルカリ	洗浄、ろ過操作		焼却
廃酸	洗浄、ろ過操作		焼却
廃油 (有害)	濃縮、ろ過操作		焼却

2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

■管理体制図



■分担

特管産廃管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量に関する検討 ・委託処理業者調査、選定 ・委託契約締結 ・処理業者への産廃引渡し
環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理手順の作成・見直し ・廃棄物分別保管状況日常確認 ・社員教育
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への報告 ・マニフェスト交付・管理
各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分別 ・保管場所への運搬